

令和7年度 「介護施設等外国人留学生 支援事業」 事業概要について



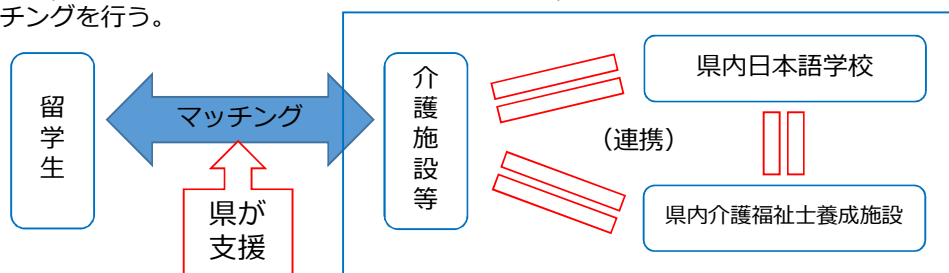
鹿児島県保健福祉部
社会福祉課

1 介護施設等外国人留学生支援事業の概要

目的：在留資格「介護」を取得し、介護福祉士として鹿児島県内の介護施設で就労することを目指す外国人留学生を支援する。

1. マッチング支援

留学生と、外国人介護職員の受入を希望する介護施設、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設とのマッチングを行う。



県が外国人留学生を募集し、マッチング面接を実施するなど、介護施設等の支援を行う。

2. 学費及び居住費の支援

県内日本語学校に在学中の学費と居住費、県内介護福祉士養成施設に在籍中の居住費に対して、県内の介護施設等が助成を行い、県はその2分の1を補助する。

なお、介護福祉士養成施設の学費は県社会福祉協議会の介護福祉士修学資金を活用する。（年額）

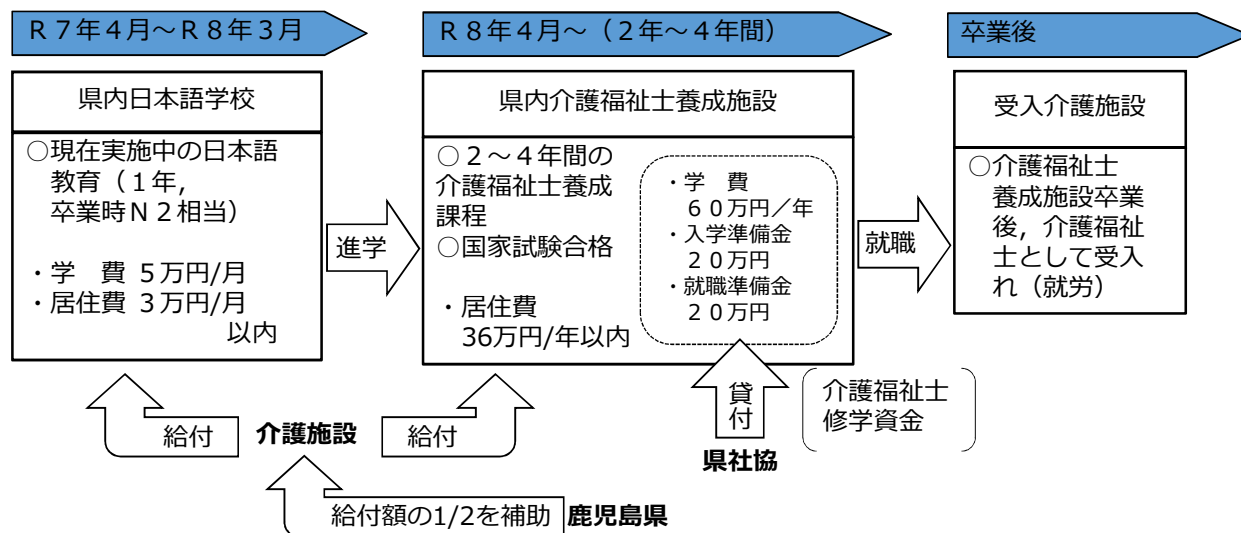
事業参加団体	助成対象	受入施設からの助成金	左のうち県からの補助金	介護福祉士修学資金
県内日本語学校	学費 居住費	60万円 36万円	30万円 18万円	
介護福祉士養成施設	居住費	36万円	18万円	60万円 (受入施設が連帯保証人)

※ 介護福祉士修学資金では、60万円/年の他、入学準備金及び就職準備金が1回限り各20万円支給。

2 介護施設等外国人留学生支援事業の流れ

※ 学費・居住費は、記載の金額を介護施設等が給付し、県がその1/2を補助。

《事業イメージ》



※ 介護福祉士養成施設在学中の学費は、鹿児島県社会福祉協議会から借り入れる。（介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士の登録を行った上で、鹿児島県内において、介護等業務に5年間従事した場合、返還が全額免除される）
【借入額 → ○学費 年60万円 ○入学準備金 20万円以内 ○就職準備金 20万円】

2

3 県内日本語学校への学費等支援【プログラム1年目】

留学生

- ・日本語学校で日本語学習。
- ・受入施設から、学費基準額（5万円/月×12月）、居住費基準額（3万円/月×12月）の範囲内の支援を受ける。
- ・留学生は、原則として受入施設でのアルバイトにより不足する学費や生活費を補う。

県内日本語学校

- ・留学生に日本語教育を行う（N3以上に合格。卒業時にN2相当以上）
- ・留学生を介護福祉士養成施設に進学させる。
- ・日本語学校は、留学生の学費について受入施設から日本語学校へ払い込まれた額相当分を留学生の授業料から減額する。

受入施設

- ・日本語学校へ学費を振込。（⇒県内日本語学校の代理受領となる）
- ・民間賃貸住宅入居時の保証人。
- ・留学生又は県内日本語学校に居住費36万円×留学生人数分を支払い。（⇒留学生の家賃を振込。）
- ・留学生をアルバイトとして雇い入れ（日本人と同等の処遇）。

鹿児島県

- ・受入施設が助成した学費と居住費の1/2を補助。（介護福祉士養成施設への進学を確認した後、年度末に交付）
- ・1人当たりの補助基準額（学費60万円（5万円×12月）+居住費36万円（3万円×12月））×留学生人数×補助率1/2

1 留意事項

- （1）留学生が進級・進学を取りやめる場合、退学・休学する場合、失踪した場合で、原因が日本語学校にあることが明らかな場合、学費、居住費の補助の全額を受入施設に返還する（日本語学校に原因がない場合返還は要しない）。
- （2）上記（1）の場合、本人の疾病などの止むを得ない事情がある場合を除き、受入施設は留学生に対し学費について返還を求める。
- （3）本人の疾病による場合、県は補助金を交付する。なお、家族の疾病・介護などの場合、別途協議することとする。県が補助金を交付した場合、留学生への返還を求めることはできない。
- （4）受入施設が既に支払った学費、居住費のうち、役務が提供されていない部分の費用については、日本語学校は、各学校の返還規程等に基づいて返還するなど、受入施設の負担軽減について対応を協議する。日本語学校から返還された費用は、留学生への返還を求めることはできない。

2 県内日本語学校の役割・参加基準

- （1）参加基準：鹿児島県に所在する日本語教育期間で、出入国在留管理庁から適正校と位置づけられていること。
- （2）役割（主なもの）
 - ① 留学生に対する教育期間内に、JLPTのN3以上に合格するとともに、卒業時にN2相当以上となるよう親切かつ真摯に教育を行うこと。
 - ② 留学生の学習をサポートするための体制（生活支援担当部署、サポート教員）を整備していること。特に、アルバイトの実施については、本事業に参加する留学生は、原則として受入施設でのアルバイトを行うよう推奨していることから、受入施設と緊密に連携を取り、留学生を適切にサポートすること。
 - ③ 留学生が卒業する際には、介護福祉士養成施設と連携し、円滑に進学できるよう留学生を支援すること。

3

4 県内介護福祉士養成施設への学費等支援【プログラム2年目～】

留学生

- ・介護福祉士養成施設で介護の知識等を学習する。
- ・鹿児島県社会福祉協議会から介護福祉士修学資金(5万円/月)、入学準備金(20万円)、就職準備金(20万円)の貸与及び受入施設から居住費基準額(3万円/月)の範囲内で居住費の支援を受ける。
- ・留学生は、原則として受入施設でのアルバイトにより学費や生活費を補う。

介護福祉士養成施設

- ・留学生が介護福祉士国家資格を取得できるよう、親切かつ真摯に教育を行う。
- ・日本語能力が低く、授業への対応が困難な者には適宜補講を実施するなど、十分なサポートを行う。

受入施設

- ・留学生又は県内介護福祉士養成施設に居住費36万円×留学生人数分を助成。
(⇒留学生の家賃を振込。)
- ・留学生をアルバイトとして雇い入れ(日本人と同等の処遇)。
- ・留学生の介護福祉士修学資金の借入の際に連帯保証

鹿児島県社会福祉協議会

- ・留学生に介護福祉士修学資金の貸与を行う。
- ・貸与額は、月額5万円×24～48か月＋入学準備金、就職準備金各20万円。
- ※ 修学資金については、既存制度の活用。県社会福祉協議会の申請は5月末まで。

鹿児島県

- ・受入施設が助成した居住費の1/2を補助。
(在籍1年目以降は進級を確認した後、年度末に交付。最終年度は受入施設への就職を確認した後、年度末交付)
- ・1人当たりの補助基準額36万円(居住費3万円×12月)×留学生人数×補助率1/2

1 留意事項

- (1) 留学生が進級・進学を取りやめる場合、退学・休学する場合、失踪した場合で、原因が養成施設にあることが明らかな場合、居住費の補助の全額を受入施設に返還する(養成施設に原因がない場合返還は要しない)。
- (2) 上記(1)の場合、本人の疾病などの止むを得ない事情がある場合を除き、受入施設は留学生に対し学費について返還を求める。
- (3) 本人の疾病による場合、県は補助金を交付する。なお、家族の疾病・介護などの場合、別途協議することとする。県が補助金を交付した場合、留学生への返還を求めることはできない。

2 県内介護福祉士養成施設の役割・参加基準

- (1) 参加基準: 原則として、卒業生が県内介護施設で就労している実績があること。
- (2) 役割(主なもの)
 - ① 留学生が介護福祉士資格を取得できるよう、親切かつ真摯に教育を行うこと。
 - ② 日本語能力が低く、授業への対応が困難なものには適宜補講を実施するなど十分なサポートを行うこと。
 - ③ 留学生の学習をサポートするための体制(生活支援担当部署、サポート教員)を整備すること。特に、アルバイトの実施については、本事業に参加する留学生は、原則として受入施設でのアルバイトを行うよう推奨していることから、受入施設と緊密に連携を取り、留学生を適切にサポートすること。
 - ④ 留学生の入学に当たっては、県内日本語学校と連携を取りながら進学をサポートすること。

4

5 留学生に対する支援の概要①

		留学生への学費・居住費支援の概要		留学生1人当たりの合計	
		(単位: 千円)			
助成金 (留学生)		県内日本語学校(A) (R5.4～R6.3の12か月)	県内介護福祉士養成施設(2～4年)(B) (R6.4～)	A+B	
		学費 (50千円×12か月)	2年コース 居住費 (30千円/24か月)	県内介護福祉士養成施設 2年コース	うち受入施設負担
		居住費 (30千円×12か月)	・受入施設負担 ・県補助金		
		合計	3年コース 居住費 (30千円/36か月)	県内介護福祉士養成施設 3年コース	
		・受入施設負担 ・県補助金	・受入施設負担 ・県補助金		
			4年コース 居住費 (30千円/48か月) <th>県内介護福祉士養成施設 4年コース</th> <th></th>	県内介護福祉士養成施設 4年コース	
			・受入施設負担 ・県補助金		
社協 貸付金		2年コース	2年コース	県内介護福祉士養成施設 2年コース	受入施設が連帯保証人となる
		入学準備金(200千円) 学費(1,200千円) 就職準備金(200千円)	1,600	1,600	
		3年コース	3年コース	県内介護福祉士養成施設 3年コース	
		入学準備金(200千円) 学費(1,800千円) 就職準備金(200千円)	2,200	2,200	
		4年コース	4年コース	県内介護福祉士養成施設 4年コース	
		入学準備金(200千円) 学費(2,400千円) 就職準備金(200千円)	2,800	2,800	

その他の支援(県補助対象外)

- ・居住先が民間住宅の場合など初期費用(敷金、礼金、補償費、保険料等)が必要な場合は、経費を負担し保証人となる。
※ 初期経費については、留学生が離脱した場合において、留学生への返金は求めない。
- ・アルバイト時の交通手段及び経費を支援(タクシー代等支給)
- ・修学資金の連帯保証人となる。
修学資金の借入に当たり、施設側が連帯保証する。
①介護福祉士国家試験に合格し、県内に就労5年(離島等に就労3年) → 返済免除
②免除期間に達しないものの貸与期間より長く県内に就労した場合 → 一部返済免除

アルバイト及び就労時の給与水準は、日本人と同等にすること

【助成期間の特例】

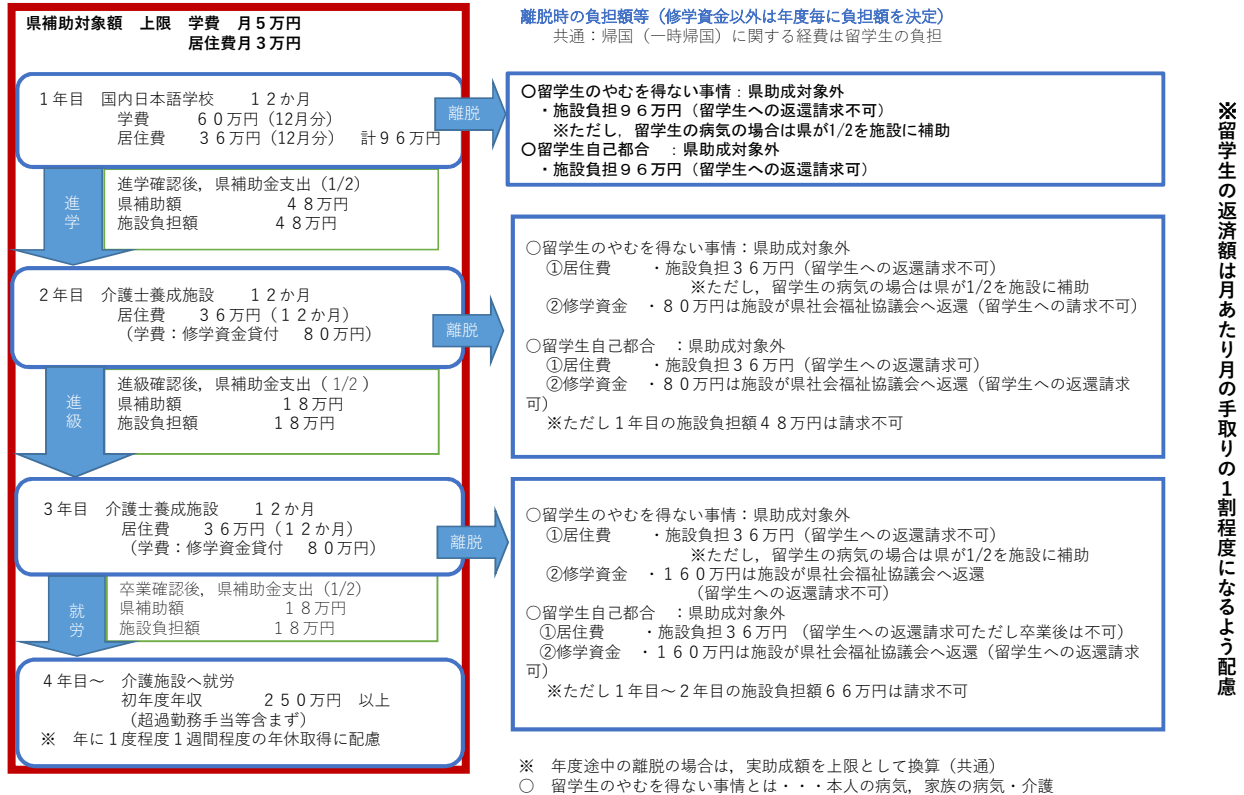
病気等の真にやむを得ない事情により留年した期間は助成対象期間に含めることができる

国家試験	合格 → 介護福祉士で就労 不合格 → 在留資格を特定技能に。5年間で合格を目指す。
------	---

5

6 留学生に対する支援の概要②

R 7 介護施設等留学生支援事業（案） 留学生に対する支援の概要（養成施設2年の場合）



7 留学生支援事業と他制度との比較

受入施設の費用負担例

	留学生支援事業	技能実習制度(例) ※育成就労制度に移行予定	特定技能(例) ※海外からの受け入れの場合
受入前		・監理団体入会金等(1～10万円) ・書類作成費等(5～10万円) ・渡航費(5～8万円) ・講習費(10～30万円：入国前・後) ・入国後講習手当(実習生へ：6万円) ・健康診断 ・技能実習生総合保険(3～4万円) ・居住先確保に係る初期費用 (外国人材が生活できる状態に整えておくことが義務)	・人材紹介料(50～90万円) ・人材紹介料(送出機関へ：ベトナム20～30万円、ミャンマー10～20万円) ・書類作成費等(15～20万円) ・渡航費(5～8万円) ・特定技能外国人総合保険(3～4万円) ・居住先確保に係る初期費用 (外国人材が生活できる状態に整えておくことが推奨される)
1年目	・県内日本語学校学費30万円 ・居住費18万円 ・(・アルバイト代)	・監理団体年会費(2～10万円) ・監理団体管理費(36～60万円) ・送出機関管理費(12万円) ・技能検定料(2～3万円) ・在留資格更新費用(約2～4万円) ・給与	・登録支援機関費用(24～36万円) ・在留資格更新費用(3～8万円) ・給与
2年目	・居住費18万円 ・(・アルバイト代)	【1年目に同じ】	【1年目に同じ】
3年目	【2年目に同じ】	【1年目に同じ】 (※技能検定料・在留資格更新費用を除く)	【1年目に同じ】
4年目以降	・施設へ就職＝給与 (1年目は基本給250万円＋超勤手当等)	・帰国または特定技能へ移行	【1年目に同じ】
計 (3年目まで)	84万円(給与・アルバイト代除く) ※ 県の1/2補助適用後の金額	189万円(例の場合、給与除く)	174万円(例の場合、給与除く)
メリット (○) デメリット (△)	○外国人介護人材のリーダー的役割を期待できる ○在留期間の制限/人員制限なし (国家試験合格の場合) △就職まで3年 △転職リスクあり △修学資金返還の可能性あり (国家試験不合格の場合)	※育成就労制度に移行	○受入後、すぐに勤務開始 ○受入直後から介護報酬に係る人員算定に 加算できる △人員制限あり △5年で帰国 △転職リスクあり

8 事業の対象となる県内介護施設

1 参加基準

介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（外部利用型は除く）、認知症対応型共同生活介護のいずれか。

2 参加施設の役割

- ・ 外国人介護職員に対するアルバイト賃金は、日本人と同等とすること。
- ・ 正式採用後は、諸手当込み（時間外手当含まず）で初年度250万円以上の年給であること。
- ・ 外国人介護職員（受入施設でアルバイト中の留学生を含む）に対する生活面でのサポート担当、介護現場でのサポート担当を配置すること。
- ・ 県が実施する中堅管理者向け労務研修に、中堅職相当の職員が参加すること。
- ・ 留学生の住居の確保については、県内日本語学校及び介護福祉士養成施設への通学についても配慮しつつ、十分なサポートを行うこと。居住先が民間住宅の場合など初期費用（敷金、礼金、補償費、保険料等）が必要な場合は、経費を負担し保証人となること。
- ・ マッチングされた留学生が県内日本語学校及び介護福祉士養成施設に在学中は、原則として当該留学生をアルバイトとして雇用すること。なお、受入施設と県内日本語学校又は介護福祉士養成施設の距離が遠く、平日は受入施設でアルバイトを行うことが困難な場合は、週末や長期休暇中にアルバイトを行うことも考えられるため、住居の確保や通学への配慮等の便宜を図ることが望ましいこと。また、アルバイトを行う際に、受入施設と住居等との間の移動で交通手段等を利用する必要がある場合は、送迎や交通費の支給等の支援を行うこと。
- ・ 就労の際には、法人が定める勤務条件、休暇制度により処遇することと合わせ、外国人介護職員の帰郷に配慮し、年に一度、1週間程度の休暇取得の便宜を図ることが望ましいこと。
- ・ 介護福祉士国家試験に不合格となり、就労しながら再度受験する留学生に対しては、最大限の配慮を行うこと。
- ・ 県又はマッチング機関が実施する調査に協力すること。

3 その他：社会福祉法人は本事業に参加するにあたり、定款変更が必要となる。

《定款の例》

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（〇）鹿児島県介護施設等外国人留学生支援事業に関する事業

8

8 事業の対象となる県内介護施設

【補足】

事業への応募については、「参加基準」を満たす介護施設等が行うことを想定していますが、以下の点に留意いただくことを前提に、複数の介護施設等を経営する法人が応募しても構いません。

- ・ （応募時点で留学生がアルバイト・就職する施設が決まっていない場合、）応募の際に提出するPR資料の中で、法人が経営する施設（参加基準に該当する施設のみ）の所在地を示した上で、現時点ではどの施設等へ配属されるかが決まっていない点を明記する。
- ・ PR資料に明記した留学生の待遇について、施設によって大きな差異のないようにする。
- ・ 留学生が法人の経営する介護施設においてアルバイトする際及び就職の際は、参加基準にある施設に配置されること。

9 令和7年度事業への応募について

【募集数】 介護施設等：4～5施設程度
県内在住外国人留学生：8名程度

【応募期間】 令和7年4月24日（木）～7月31日（木）

【応募方法】

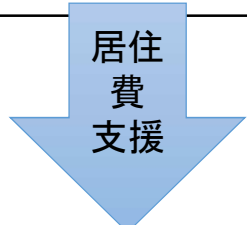
- ・ 「PR資料」を作成の上、「提出鑑」とともに鹿児島県社会福祉課へ提出
※ 詳細は、次ページ以降を参照

【問い合わせ先・応募書類提出先】

- ・ 鹿児島県保健福祉部社会福祉課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
TEL：099-286-2841
E-mail：swchiiki@pref.kagoshima.lg.jp
※ 応募書類は、メールにて提出ください。

9

「介護施設等外国人留学生支援事業」実施スケジュール

	県内介護施設等	県内在住外国人
令和7年度	〈4月〉 ・介護施設等向け説明会の開催（対面，オンラインそれぞれ開催） ・参加施設募集案内等送付  〈4～7月〉 ・施設応募締切（7月末） 〈8月〉 ・留学生候補者リスト受領（上旬） ・面接希望留学生リスト提出（中旬） 8月下旬  ・受入留学生と受入施設で協定の締結（9月上旬） 〈9月〉 ・受入留学生の県内日本語学校学費・居住費支払 〈3～4月〉 ・受入留学生の県内日本語学校学費・居住費に係る県補助金交付手続き ・受入留学生の居住先決定・居住費支払い 	〈5～6月〉 ・県内在住外国人向け説明会（～7月上旬） ・候補者募集開始（募集期間は，介護施設等募集と同時） ・候補者募集締切（7月下旬）  〈8月〉 ・施設PRリスト受領（上旬） ・面接希望施設リスト提出（中旬） ※ マッチングの結果，10名に達しない場合は，2次募集を実施（～10月末まで） 〈10月〉 ・受入施設からの支援による日本語学習開始（～3月）  〈3月末〉 ・県内日本語学校卒業 〈4月～〉 ・介護福祉士養成施設での学習開始
令和8年度		

県内介護施設等による「介護施設等外国人留学生支援事業」への 参加応募～介護施設等の支援による日本語学習開始までの流れ

- 1 参加を希望する介護施設等は、「様式2-1 PR資料(受入施設用)」を作成し、期限までに、県に「提出鑑」とともに提出する。



- 2 応募締切後、県は、留学生の提出した「参加申込書」を各応募介護施設へ、介護施設の提出した「PR資料」を各応募留学生へ提供。
(応募留学生は、介護施設から提出のあったPR資料を基に、面接を希望する介護施設を選定。)



- 3 介護施設と留学生のマッチング面接(8月下旬)
(介護施設・留学生(日本語学校)・留学生が進学を希望する介護福祉士養成施設との面接を実施)



- 4 マッチング後、介護施設等とマッチングした留学生との間で、県が示したひな型を参考に協定書を締結する。
また、介護施設等は、マッチングした留学生が在籍する県内日本語学校、留学生が進学を希望する介護福祉士養成施設の三者で協議の上、県が示したひな形を参考に協定書を締結。



- 5 マッチングした留学生の学費・居住費の支払い
 - ・ 県内日本語学校の学費及び在学中の居住費
(4～3月の12ヶ月分／支払いが10月以降でも良い分については、随時支払い)
※ 支払先(県補助金申請のため、領収書等を保管してください。)
県内日本語学校の学費 → 未納分は、県内日本語学校へ、既納分は支払いを行った者(留学生等)へ支払い
居住費 → 未納分は、県内日本語学校(寮の場合)または居住先の貸主等へ、既納分は、支払いを行った者(留学生等)へ支払い



- 6 介護施設等の支援開始
(留学生は、(引き続き、)県内日本語学校で日本語学習の実施。)

【参考】PR資料(介護施設が作成するもの)

様式2-1 PR資料(受入施設用)

施設名			
住所			
(施設・職員等の写真)	学生へのメッセージ		
プログラム1年目(2025年4月～2026年3月) 《日本語学校在籍時》			
仕事内容 (アルバイト)			
住居(住所等予定)			
給料	一時間あたり	円	
施設からの補助	学費	円/月	居住費 円/月
	交通費: 有 ・ 無 その他:		
プログラム2年目～3年目(2026年4月～2028年3月) 《介護福祉士養成施設在籍時》			
仕事内容 (アルバイト)			
住居(住所等予定)			
給料	一時間あたり	円	
施設からの補助	居住費	円(年額)	
修学資金貸付金	800,000円以内(年額)		
プログラム4年目以降(2028年4月)～ 《介護施設就労以降》			
仕事内容			
住居(住所等予定)			
給料	年額	円(一年目)	
勤務日数			
施設からの補助			

【参考】PR資料

(介護施設が作成するもの)

No. 1	施設名	特別養護老人ホーム ▲▲苑	
住所	鹿児島県始良市▲▲1番地		
(施設・職員等の写真)		施設からのメッセージ	
		医療・介護サービスを提供する施設です。病気やケガで日常生活が十分でない高齢者にリハビリ等を行い、ご自宅で生活を送るお手伝いをします。地域とのつながりを大切に。家族や社会に喜ばれ感謝され、何より利用者の笑顔がやりがいとなるお仕事です。	
プログラム1年目(2025年4月～2026年3月) 《日本語学校在籍時》			
仕事内容 (アルバイト)	居室内清掃、食堂清掃、お茶入れ、洗濯物片付け、配膳、シーツ交換、トイレ介助、おむつ交換、入浴準備・誘導、行事参加、グループワーク参加		
住居(住所等予定)	鹿児島県鹿児島市■■1丁目1-1		
給料	一時間あたり	821円	
施設からの補助	学費	50,000円/月	居住費 30,000円/月
	交通費： ☒ 有・無 その他：		
プログラム2年目～3年目(2026年4月～2028年3月) 《介護福祉士養成施設在籍時》			
仕事内容 (アルバイト)	居室内清掃、食堂清掃、お茶入れ、洗濯物片付け、配膳、シーツ交換、トイレ介助、おむつ交換、入浴準備・誘導、行事参加、グループワーク参加		
住居(住所等予定)	鹿児島県鹿児島市◎◎4丁目1-21		
給料	一時間あたり	821円	
施設からの補助	居住費	360,000円(年額)	
	交通費： ☒ 有・無 その他：		
貸付金	800,000円(年額)		
プログラム4年目以降(2028年4月)～ 《介護施設就労以降》			
仕事内容	食事介助、入浴介助、入浴後着脱介助、水分チェック、口腔ケア、カンファレンス参加、行事計画立案、グループワーク立案、記録(身体チェック・水分量・日誌)		
住居(住所等予定)	鹿児島県始良市▲▲900番地		
給料	年額	2,550,000円(一年目)	
勤務日数	月休み8～9日、勤続6ヶ月～1年目より業務習熟度次第で夜勤開始(月に夜勤5～6日)		
施設からの補助	家賃補助あり		

【参考】PR資料を提出する際の提出鑑

「令和7年度介護施設等外国人留学生支援事業」

応募について（提出鑑）

県が実施する「令和7年度介護施設等外国人留学生支援事業」に応募したいので、別添「PR資料」とともに申込みます。

御担当者情報

(1) 介護施設等名 ()

(2) 御提出者所属 ()

(3) 御提出者職・氏名 ()

(4) 御提出者連絡先情報

- ・ 電話番号：()
- ・ Email アドレス：()

(5) 貴施設において対応可能な留学生数 () 名

※ 2名以上の数字で、学費・居住費の支給（一旦支給後、年度末に県が支給額の1/2を補助金として交付予定）や在学中のアルバイト受け入れも踏まえ、対応可能な人数を記載願います。

【参考】応募留学生提出資料(表)

「2025 年度 介護施設等外国人留学生支援事業」参加申込書

記入日： 年 月 日

1 申込者情報

注意事項：「記入上の注意」を参照して正確に記入してください。

フリガナ				(写真貼付) 縦 4.5 cm ×横 3.5 cm 6か月以内に撮影したもの
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日生			
年 齢	歳 (2025年4月2日現在)			
現 住 所				
連 絡 先	本人電話：() 自宅 ・ 携帯 そ の 他：() []			
日本滞在中 の 母国連絡先	氏名		続柄	
	住所		電話	
現 所 属				

2 家族構成

氏名	続柄	年齢	同居・別居

3 学歴 (中等教育以上から最終学歴まで全て記載)

入学年月	卒業年月	学校名	学部・学科・専攻
年 月	年 月		
年 月	年 月		
年 月	年 月		

【参考】応募留学生提出資料(裏)

4 職歴

入社年月	退職年月	企業名	業務内容
年 月	年 月		
年 月	年 月		

5 志望動機・自己PRなど

[illegible]

6 免許・資格 ※「5 志望動機・自己PRなど」に記載した日本語関係資格は記入不要

取得年月	免許・資格名
年 月	
年 月	
年 月	

【参考】協定書(介護施設－留学生)

【参考】協定書(介護施設－留学生)

介護施設等留学生支援事業に係る協定書（ひな型）

《留学生候補者名》（以下、「学生」という。）と《介護施設名》（以下、「受入施設」という。）は、日本国鹿児島県が「鹿児島県介護施設等外国人留学生支援事業実施要綱」により定める事業（以下、「本事業」という。）に参加し、お互いに誠意をもって取り組むよう本協定を締結する。

- 1 学生の役割及び責務は以下に定めるとおりとする。
- （1）日本の在留資格「介護」を取得し、受入施設に就労することを目的に、以下のとおり学習に励むものとする。
- ①鹿児島県内の日本語学校（《学校名》）において日本語を学習し、介護福祉士養成施設の入学募集の出願までに、介護福祉士養成施設が出願資格として設定する日本語能力を身につけることを目指す。
- ②介護福祉士養成施設（《学校名》）において（2～4）年間学習し、介護福祉士国家資格を取得する。
- （2）入国後は日本の法令を遵守すること。県内日本語学校及び介護福祉士養成施設への入学にあたっては、当該教育機関がそれぞれ定める学則等に則って学習すること。受入施設での就労にあたっては、受入施設が定める就労規則に則って就労すること。
- （3）次のいずれかに該当した場合は、本人の疾病などのやむを得ない事情がある場合を除き、それぞれの教育機関在籍時ににおいて受入施設から受けた助成金を返還する。帰国する場合は、帰国費用は学生が負担する。
- ①鹿児島県内日本語学校在籍時に、介護福祉士養成施設への進学を取り止めた場合
- ②介護福祉士養成施設在籍時に、進級や卒業を取り止めた場合

- 2 受入施設の役割及び責務は以下に定めるとおりとする。
- （1）学生が1（1）に定める目的を達成できるよう次の支援を行う。
- ①学費及び居住費の助成
- ア）県内日本語学校の学費 日本円で1月につき上限5万円×12月
- イ）県内日本語学校在学中の居住費 日本円で1月につき上限3万円×12月
- ウ）介護福祉士養成施設在学中の居住費
- 日本円で1月につき上限3万円×12月×（2～4）年

【参考】協定書(介護施設－留学生)

- ②生活、学習支援
- 鹿児島県介護施設等外国人留学生支援事業実施要綱に基づき、学生の生活面、学習面において必要な支援を行う。特に、住居の確保については、必要に応じて保証人となり、併せて初期経費（敷金・礼金・保険料など）を負担する。
- （2）学生が1（3）により助成金を返還する場合、分割での返還を認め、月々の返還額が手取りの約1割以内の範囲とする等、学生の事情に応じて無理がないように配慮するものとする。
- （3）介護福祉士養成施設卒業後に学生を雇用する場合は、受入施設が定める就業規則に従い、同等の経歴を持つ者が稼働する場合と同等の雇用条件により雇用すること。
- 3 本協定書は、日本語で2部作成して、学生と受入施設が各々所持する。

年	月	日
代表者		
(学生)		
代表者（学生本人が未成年の場合）		
本人		

(受入施設)《介護施設名》

【参考】協定書（介護施設－県内日本語学校－介護福祉士養成施設）

(2) 県内介護福祉士養成施設在籍時			
丙が甲から留学生の居住費補助額を支払われている場合に、留学生が在籍中に本事業から離脱した場合は、原則として、甲から支払われている留学生の居住費補助額の返還を要しない。ただし下記アに掲げる場合を除く。なお、甲は留学生に対し、負担した居住費補助額について返還を求めることができる。			
ア 留学生が本プログラムから離脱した原因が、丙にあることが明らかである場合、丙は補助の全額を受入施設に返還する。			
イ 丙は、留学生の離脱が明らかになった翌月以降の月数に応じた居住費補助を甲に返還するなど、甲の負担軽減に協力する。			
(守秘義務・秘密保持)			
第3条 甲乙丙は協定を履行する上で、知り得た情報及び相手方の秘密情報に対し守秘義務を負い、第三者に開示、漏洩または協定の目的以外に利用してはならないものとする。			
(権利義務の譲渡禁止)			
第4条 甲乙丙は、本協定により生ずる権利義務の全部又は一部を書面による承諾を得ないで、第三者に譲渡もしくは担保の用に供し又は承継させることはできない。			
(協定の変更)			
第5条 本協定を変更する場合は、甲乙丙の記名捺印のある署名により行う。			
(規定外事項)			
第6条 本協定に定めのない事項が生じたとき、又は本協定の各事項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙丙及び鹿児島県と協議し、誠意をもって解決する。			
甲	受入施設名	_____	_____年 月 日
	代表者名	_____	
乙	受入施設名	_____	
	代表者名	_____	
丙	受入施設名	_____	
	代表者名	_____	

介護施設等留学生支援事業に係る協定書（ひな型）

《受入施設名》（以下「甲」という。）、《県内日本語学校名》（以下「乙」という。）及び《介護福祉士養成施設名》（以下「丙」という。）は、相互の協力により「鹿児島県介護施設等留学生支援事業」を円滑に実施することを目的にこの協定を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

- (協力事項)
- 第1条 甲、乙及び丙の間で連携体制を確立し、次の事項について相互に協力するよう努める。常に相互の信頼関係維持に努め、問題発生時は協議の上対応を決定することとする。
1. 日本語教育、日本文化習得の支援
 2. 介護に関する知識習得の支援
 3. 定着のための支援
 4. 相互相談体制の確立、情報の共有
 5. 充実した日本生活のためのサポート

(事業の課題対応)

第2条 留学生が乙又は丙に在籍している期間に、進学・進級を取り止める意思を明らかにするか、乙又は丙を退学・休学する、又は失踪する等により本事業から離脱した場合等、事業の遂行にあたって生じた課題については、次のとおり対応する。

- (1) 県内日本語学校在籍時
- ① 留学生が乙に在籍している期間に本プログラムから離脱した場合、原則として、乙は甲から支払われている留学生の学費・居住費補助額の返還を要しない。ただし下記ア、イに掲げる場合を除く。なお、甲は留学生に対し、負担した学費・居住費補助額について返還を求めることができる。
- ア 留学生が本プログラムから離脱した原因が、乙にあることが明らかである場合、乙は補助の全額を受入施設に返還する。
- イ 乙は、留学生の離脱が明らかになった翌月以降の月数に応じた学費・居住費補助について、乙の定める規則等に則り甲に返還するなど、甲の負担軽減に協力する。
- ② 留学生に対する日本語教育について1年の課程を修了したものの、本事業が求める水準（JLPTのN2相当）に達しないまま丙に進学する場合は、できるだけ早く水準に達するよう、乙の責において留学生を支援する。

【参考】過疎地域地図

※ 地図内の白い地域に所在する介護施設等とマッチングされた留学生は5年、色のついた地域に所在する介護施設等とマッチングされた留学生は3年間勤務すれば、介護福祉士修学資金貸付の返済免除の対象となる。

